

New!



将来の介護は心配だけどまだ先のこと、それまでの保険料がもったいない

という方に  
おすすめ

支えてくれるあなたへ、未来の「あんしん」

# あんしんねんきん介護R

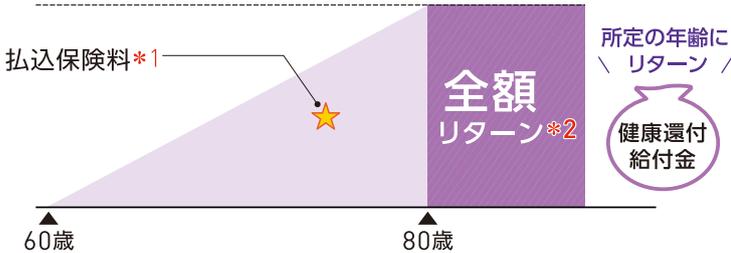
介護年金保険(無解約返戻金型)健康還付特則 付加 [無配当]

- 特長1** 介護にかかるさまざまな費用を保障!  
所定の要介護状態になった場合、生存されている限り、年金支払期間を通じて毎年介護年金をお受取り!
- 特長2** 健康状態に関する告知が3つで入りやすい!
- 特長3** 2つのRで“介護年金保険の新しいカタチ”をご提案!

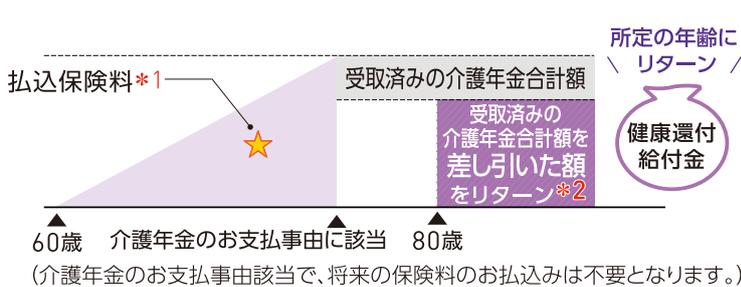
**R** リターン!  
所定の年齢までに払い込んだ保険料\*1の  
使わなかった分をリターンします\*2!

(ご契約例)ご契約年齢:60歳、健康還付給付金受取対象年齢:80歳

● 所定の年齢までに介護年金のお受取りがない場合



● 所定の年齢までに介護年金のお受取りがあった場合



★ 所定の年齢になる前に死亡されたときも、払い込んだ保険料が戻ります\*3。

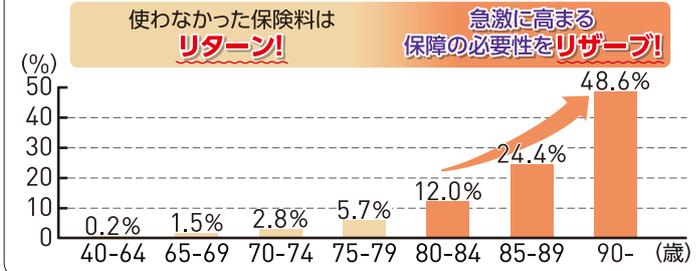
死亡される前に介護年金のお受取りがあった場合は、受取済みの介護年金合計額\*4を差し引いた額をお受け取りいただけます。

**R** リザーブ!  
健康還付給付金を受け取った後も、加入時の保険料のまま、  
一生涯の介護の保障をリザーブ(予約)できます!

年代別人口に占める  
要介護2以上の割合

要介護2以上の人は  
80代以上で急増します。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和2年9月審査分)/  
総務省「人口推計(令和2年9月1日現在確定値)」より算出



介護が必要になった  
ときのおはなし  
商品の特長をご紹介



- \*1 健康還付給付金支払日(※1)の前日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、健康還付給付金支払日(※1)の前日までに介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。
  - \*2 被保険者が健康還付給付金支払日(※1)に生存されているとき。
  - \*3 被保険者が死亡された日までの既払込保険料相当額(※2)。ただし、被保険者が死亡される前に介護年金のお支払事由に該当し、介護年金が支払われる場合は、第1回介護年金のお支払事由に該当した日までの既払込保険料相当額(※2)。
  - \*4 最終回の介護年金とともに健康還付特則の返戻金が支払われる場合はその返戻金を含みます。
- (※1) 健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。  
(※2) 既払込保険料相当額には、各種特約の保険料は含みません。

お支払事由

お支払いする年金・給付金等

## 介護年金

病気やケガにより、以下①または②に該当したとき  
 ①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき  
 ②所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたとき

介護年金額

**30万円**

(20・30・50万円から選択できます)

年金支払期間中、生存されている限り毎年お受け取りいただけます\*1

年金の種類：**有期年金** 年金支払期間：**5年**

年金のお受取りは、他に**10年有期年金、終身年金**をお選びいただけます。

以下の状態となった場合は将来の保険料のお払込みは不要です\*2

- 介護年金のお支払事由に該当したとき。
- 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき。または、不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき。

生涯保障

基本保障

主契約

## 健康還付給付金

健康還付給付金支払日\*3に生存されているとき

支払限度回数  
保険期間を通じて1回

●健康還付給付金のお受取り対象年齢

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
健康還付給付金のお受取り対象年齢	70歳	75歳	80歳

既払込保険料 介護年金の  
相当額 合計額

この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金・死亡給付金のお支払いはありません。

## 死亡給付金

健康還付給付金支払日\*3の前日までに死亡されたとき

## 月払保険料表

(2021年8月23日現在)

- 保険期間・保険料払込期間：終身
- 年金の種類：有期年金
- 年金支払期間：5年
- 介護年金額：30万円
- 口座振替扱
- 認知症一時金特約・介護一時金特約：付加なし

ご契約年齢	男性		女性		健康還付給付金のお受取り対象年齢
	保険料	健康還付給付金	保険料	健康還付給付金	
40歳	4,560円	1,641,600円	5,700円	2,052,000円	70歳
50歳	5,040円	1,209,600円	6,360円	1,526,400円	
60歳	9,420円	2,260,800円	12,480円	2,995,200円	80歳
65歳	11,760円	2,116,800円	15,540円	2,797,200円	

健康還付給付金額は、健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に介護年金のお受け取りがなく、かつ、生存されている場合の金額です。



ニーズに合わせて、**オプションを追加**できます!

認知症や軽度認知障害(MCI)にも備えたい方に  
**認知症一時金特約**

要介護の初期費用に備えたい方に  
**介護一時金特約**

**注意** 健康状態に関する告知を簡素化し、簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金・特約の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間(保障しない期間):1年間)ただし、死亡給付金は保険期間の始期から保障を開始します。

【特約の保険料や給付金について】特約の保険料は健康還付給付金・死亡給付金の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた一時金は健康還付給付金・死亡給付金の減額対象とはなりません。

【解約返戻金について】この保険は、年金支払開始日前に限り解約することができます。

- 基本保障：保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特約：健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・介護年金の支払額等により異なります。
  - ・ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
  - ・健康還付特約のみの解約はできません。

- \*1 有期年金の場合、年金支払期間が満了したときはご契約は消滅します。ただし、認知症一時金特約が付加されたご契約で、認知症一時金のお支払いがない場合を除きます。
- \*2 主契約の保険料のお払込みが不要となった場合、特約の保険料のお払込みも不要となります。
- \*3 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

**このチラシは「あんしんねんきん介護R」の概要についてご説明しております。その他の保障や詳細は「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。**

【取扱者／代理店】

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2番20号  
**銀泉株式会社**  
**東京アサヒグループ保険営業部**  
 TEL 0120-056-334

【引受保険会社】



**東京海上日動あんしん生命保険株式会社**